

令和2年4月23日

本校生徒の皆さんへ

三重県立四日市高等学校

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」
を受けた対応について

4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されたことをうけ、三重県で示された「三重県緊急事態措置」に基づき、あらためて次のことに注意してください。

(1) 外出自粛

生活の維持に必要な場合（医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩等）を除き、特に以下の外出の自粛を徹底すること。

- ① 県境を越える移動の自粛
- ② 県内における移動の自粛
- ③ 特に大型連休期間中における移動の自粛

また、「3つの『密』」が濃厚な形で重なる場所であるカラオケ、ライブハウスなどの遊興施設等への外出を控えてください。

(2) 感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染者等に関して、インターネット上の掲示版やSNS等において、個人や企業に対する事実でない情報の流布が散見され、中には個人の特定、人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報が見受けられます。このような個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷を許さない姿勢を持ち、正しい判断と行動ができるように心がけてください。

※休校期間が長くなっていますが、何か不安がある場合は遠慮なく学校の各学年担任室へ相談してください。